

中学生までの医療費（入通院）の自己負担分を助成します

自宅に眠ったままの領収書がありませんか？ **申請すると入通院費・調剤費が戻ります！**

これまでは未就学児の入通院、小中学生の入院分が対象でしたが、子ども医療費の助成対象拡大により、小中学生の通院費・調剤費も対象となりました。

乳幼児やひとり親・重度の医療費受給者証を提示して負担した医療費も払い戻します。

〈この制度は町独自の子ども医療費無償化制度です〉

【対象は？】

町内に住所を有する中学生までの子どもで健康保険に加入している方

※生活保護受給者及び児童福祉法による施設入所者を除きます。

【助成の内容は？】

中学生までの子どもの入通院医療費・調剤費

健康保険証を使って医療機関を受診して負担した医療費や調剤費を助成します。受給者証をお持ちの方は受給者証提示後の自己負担分となります。

※健康保険適用外の負担金や入院時の食事代などは助成対象外です。

【申請期限は？】

受診日の翌月1日から2年以内で、期限を過ぎると助成されません。

※平成31年4月分の申請期限は、令和3年5月までとなりますので、早めに申請してください。

【いつの分から対象なの？】

令和2年7月診療分から、**小中学生の子ども**の通院分も対象になりました。

※小中学生の令和2年6月以前の診療分は、入院分のみ対象です。

【手続きに必要な物は？】 領収書、印鑑、保険証、保護者の口座の分かるもの

問い合わせ先：町民課 後期高齢・医療給付グループ ☎82-2325

児童の成長を手助けする制度の案内

児童手当

【受給対象者】 中学生までの子どもを養育する保護者（公務員以外）※所得制限有り

【受給月】 6月・10月・2月の年3回

【受給額】

児童の区分	手当月額（子ども1人あたり）	所得制限対象者
3歳未満	15,000円	一律5,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円（第3子以降は15,000円）	
中学生	10,000円	

児童扶養手当

【受給対象者】 ひとり親家庭などで18歳を迎えた年度末までの子を養育する方 ※所得制限有り

【受給月】 5月・7月・9月・11月・1月・3月の年6回

【受給額】

児童の数	手当月額（満額支給）※R3.4.1現在	手当月額（一部支給）※R3.4.1現在
1人	43,160円	43,150円～10,180円
2人	10,190円を加算	10,180円～5,100円を加算
3人以上	1人増えるごとに6,110円を加算	1人増えるごとに6,100円～3,060円を加算

問い合わせ先：子育て支援課 子育て支援グループ（児童手当）

児童相談グループ（児童扶養手当）

☎85-2021